第62回聖光祭実行委員会情報公開規則

成立 於 第4回拡大実行会議(2021.7.7)

第一章 総則

第一条(目的)

本則は、聖光祭実行委員会の本来の業務を顧み、情報公開の推進によって透明度の向上を図り、もって聖光祭実行委員会の業務を会員に説明する責務を果たし、公正な理解ならびに批判のもとによりよい職務の形が追求され次年度に引き継がれることを目的とする。

第二条 (定義)

本則において、「本会」とは、第35期聖光学院生徒会(以下、「生徒会」という。)の通常委員会としての 第62回聖光祭実行委員会をいう。「会員」とは、生徒会会員のうち60期から64期の者をいう。

- 2. 本則において、「情報」とは文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)をいう。
- 3. 本則において、本会の「内局」とは、本会に設置された部門及びその内部部局をいう。本会の「外局」とは、本会の下部機関(小委員会等を含む。)であって、内局でないものをいう。

第二章 情報の公開

第三条(情報の記録と公開)

本会ならびにその内局の職務に関する情報(本則の条文を含む)、職務にあたる会議(本会の内局及び外局で行われたものを含む。)の議事、乃至他の生徒会及び外部の個人及び組織との連携に関する情報、あるいはその執行の用に供する情報は、すべてこれを記録し、本則に規定された方法に則って全会員に公開とする。ただし、以下の場合を除く。

- 一、出席した全幹部のうち3分の2以上の賛成をもって秘密会とされた拡大実行会議の議事
- 二、幹部面接の議事
- 三、生徒会員その他の個人の個人情報
- 四、生徒会員その他の個人の私的な情報あるいは公序良俗に著しく反する情報(ただし、その非公開に よって本会委員に対する公平性を著しく欠くと認められるときを除く。)
- 五、その公開によって聖光祭の開催にあたってのテロリズム行為をはじめとする犯罪行為ならびに不法 行為を容易に誘発促進又は甚大化せしめる可能性のある情報、その他の生徒及び来場客の安全保持の ためにその秘密の必要性が強く要請されるもの
- 六、物理的又は電磁的システムの運用にあたってセキュリティに強く関係する情報
- 七、教員側又は外部の個人及び組織から提供された情報であって、提供者が一部の委員にのみ公開を望むもの
- 八、聖光祭ならびにその企画等における演出等に関する情報であって、その情報を公開しないことが生 徒及び来場客への演出等の新鮮性を保つにあたって有効であると考えられるもの(ただし、当該聖光 祭(本会の任期中の聖光祭をいう。以下同じ。)の当日から五日を過ぎている場合を除く。)
- 九、当該聖光祭前日までにこれを改めて開示する旨決定されているもの

- 十、法令ならびに法的行為、捜査機関の要請によるとき
- 十一、電話若しくはSNSを含むコミュニケーションツール上で行われた会議(実行委員会の内局における者に限る。)の議事で、その記録又は公開が難しいもの
- 十二、本則の規定によれば本則の施行前に記録されるべき情報であって、その記録のないもの

第四条(公益上の理由による裁量的開示)

第三条ただし書(第三号の場合(ただし、当人が聖光祭幹部であって、公開の同意がある場合を除く。)を除く。)に定める情報が記録されている場合であっても、透明性や重要性を鑑み特に必要があると認めるときや、記録を妨げるような障害が存在しない場合は、これを他の情報と同じように公開及び開示することができる。

2. 情報の公開にあたって、一般には情報の理解乃至把握が困難と認めるときは、既成の事実に反しない範囲で、その情報を補足し、又は解説する情報を加えることができる。

第五条 (部分開示)

第三条ただし書の規定によって一部を公開しない情報は、その部分の黒塗りによって、その部分を除いた全部を写しで公開しなければならない。ただし、音声データ等黒塗りによる区別が困難な情報に対して、その区分の方法は他を認める。また、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

第六条(情報公開)

第三条において公開とする情報のうち、特に会員及び外部への公開によってその透明性を図る必要があると 考えられるものや、既に文書等の簡易な形で記録のあるもののうち、その公開が容易であるものに限って は、これを全て事前に公開する。

- 2. 前項に定める公開は、全会員が公平にアクセスできる方法で行わなければならない。また、十分一般にアクセスできると認められる方法で行わなければならない。
- 3. 第一項に定める公開は、初回の公開から、以降少なくとも五登校日ごとに更新されなければならない。

第七条 (開示請求)

全会員は、実行委員会の職務に関する情報のうち、前条の定めによって公開されていない情報について、実 行委員会に対してその存否を問い、ならびにその開示を請求することができる。

- 2. 前項に定める請求にあたっては、実行委員会は全会員が利用できる形で、そのプラットフォームを作らなければならない。
- 3. 第一項に定める請求にあたっては、請求者は前項のプラットフォームに従って、以下の情報を添えなければならない。
 - 一、請求者を特定するに足る事項
 - 二、開示を請求する情報を特定するに足る事項

第八条 (開示)

第七条に基づく開示請求が為された場合、聖光祭実行委員会はその情報を開示しなければならない。ただし、以下の場合を除く。

- 一、第三条ただし書における不開示情報の規定によるとき
- 二、開示請求に係る情報の記録が存在しないとき(ただし、その作成が容易に可能な場合ならびに第三 条で記録する旨定められている情報と明らかに認められる場合を除く。)
- 三、開示請求に係る情報が存在しているか否かを開示するだけで第三条ただし書に定める不開示情報を 開示することとなるとき
- 2. 開示は、他の条の規定に関わらず、何らかの方法で開示請求者に対してのみ行えば足りる。ただし、開示請求者が開示された情報を他の会員に共有する権利は、これを妨げない。

第九条(非開示の通告)

前条第一項ただし書の規定によって開示請求に係る情報を公開しないときは、その事由と根拠となる規定を明らかにした上、その旨通告しなければならない。

第十条(開示等決定の期限)

第八条に定める開示ならびに第九条に定める非開示の通告は、開示請求から起算して四日経過するまでに行わなければならない。ただし、当該開示請求が当該聖光祭の当日以降になされた場合は、三十日経過するまでに行えば足りる。

第十一条(事前開示の禁止)

本会の幹部の職にある者は、第三条の規定によって一部又は全部を公開しない旨告示した情報、ならびにその審議又は公開作業の途中にある情報を知り得ているとき、これを幹部の職にない特定又は不特定の委員その他の人物に対して公開してはならない。ただし、以下の場合を除く。

- 一、改めて開示されたとき
- 二、該当する情報の一部又は全部を次期聖光祭実行委員会に引き継ぐとき
- 三、業務の執行にあたって必要な職にある者に執行上必要な範囲において開示するとき
- 四、法令ならびに法的行為、捜査機関の要請によるとき
- 2. 前項各号に定める場合においてその情報の開示を受けた者に対しても、同様に前項の規定を適用する。

第三章 附則

第十二条 (成立)

本則およびその改正は、拡大実行会議での出席者の過半数の賛成によって成立する。

第十三条(有効期間)

本則は2021年9月20日から発効し、生徒会の解散とともに失効する。